

## 第8回ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会

### 1 日時

平成26年7月29日（火）午前10時00分から午前11時30分まで

### 2 場所

中央合同庁舎2号館16階第1会議室

### 3 出席者

#### （有識者委員）

紀藤 正樹	弁護士
櫻井 敬子	学習院大学教授
田尾 健二郎	元広島高裁長官、前国家公安委員会委員
前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授（座長）
宮地 尚子	一橋大学教授

#### （被害者関係委員）

猪野 憲一	桶川事件御遺族
小早川 明子	NPOヒューマニティ理事長

#### （関係省庁）

辻 義之	警察庁生活安全局長
宮城 直樹	警察庁長官官房審議官（生活安全局担当）
鈴木 三男	警察庁生活安全局生活安全企画課長
水本 圭祐	内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長
山元 裕史	法務省刑事局刑事課長
小林 昌彦	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 女性保護専門官（家庭福祉課長代理）

### 4 議事要旨

#### (1) 事務局からの説明

【事務局から、配布資料に基づきストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書（案）について説明。】

#### (2) 討議

委員：報告書（案）5ページの4段落目に「目的要件の存在が警察の活動にとって桎梏となっているとは認識されていない」という表現があるが、「桎梏」という言葉は一般的な言葉ではないように思われるため、平易な表現に改めるべきだと考える。

普通の言葉でいえば、制限や制約などが考えられると思うが。

委員：桎梏と制約では少しニュアンスが異なり、桎梏とは言えないというのは、少しは制約だがそこまで強い制約ではないというニュアンスと思われるが。

警察庁：「大きな制約」という表現はいかがか。「足かせ」という表現も考えられるが、

やや情緒的な感じもある。

委員：同じような言葉で平易で、一般の方にも訴求力のあるものであればよい。

委員：ここで桎梏とは言えないとのニュアンスに込めているのは、制約として全く痛痒を感じず、全く問題がないというわけではないが、当面急いでこの要件を外さなければならないほど足かせ、大きな制約にはなっていない、というものだろう。したがって、ここは「大きな制約」という表現で前に進めさせていただければと思う。

委員：委員の皆様からほかに意見がないようであれば、先ほど委員からご指摘のあった点を直すということを含めて、この案についてご了解いただいたということにさせていただきます。

また、中身に関わらない表現等の修正については、座長に一任させていただきます。

### (3) 各委員からのコメント

委員：今回の報告書の内容が出来る限り多くの国民や政府関係者、国会議員の方々に訴求力ある形で報告されることを祈っている。

できるだけ早期にこのような中身の改正がなされることが重要である。この報告書が提出されたことは一種の一里塚であり、歴史の一段階である。今後も皆さんと協働しながら、この報告書の中身を実現していくための努力をしたいと思っている。

委員：私は、今回の問題は現代的な課題が生じたとき、相対的に遅れている法律のもとで行政がどういう形で対応していくのかという事案の一例として見ている。

その意味で、こういう議題の場合はしっかりと手順を踏み、今後、分かりやすい形で発信していくことを心掛けてほしい。

委員：今回8回にわたる議論を通じて、ストーカー規制法の課題、これまでの対処の仕方の問題点などがかなり浮き彫りになったように思う。

また、これからどういう対応を執っていくべきかという対処の仕方についても方向性が見えてきたと思う。

ストーカーに起因する殺傷事件をなくしたいという思いを持っているが、今回のこの結論で、少しでもそういう方向に向かうようになればよいと思う。

委員：様々な論点が整理され、報告書にまとまっていったよかった。

これが実際に社会の役に立つことが大切である。やはり警察に行っても何もしてくれないから行かないという声は聞くので、今後も頼れる警察で在り続けるよう努力が必要である。

今回来ていた関係省庁の方々もこの報告書を役立てて、それぞれの施策に向けて進めていってほしい。

委員：素早く機動力のある警察になってほしい、トップの思ったことが現場まで伝わり、現場の一人ひとりが被害者等を守るという意識を持つ警察組織になってほしいと思ってきたが、この検討会ができてから通達などのスピードも上がってきたように思う。

この報告書が全てではないが、今後国、自治体、弁護士、教育機関の方々などが現場で実践していくことがストーカーの被害を減らすのではないかと期待している。とりあえず、このような報告書ができたことに関して私は非常に評価している。

委員：命令等があまり効果がないという現状を問題視していたので、今回の報告書に禁止命令が現場で発動されやすくなる制度や、仮の命令を更に効果的にするような提言も盛り込まれているというところに非常に期待している。

警察において縦のラインが非常に強化されてきて機動力のある組織になってきているというのはとても有難いことではあるが、それだけではなく、地域における横のラインもやはり必要であると改めて感じさせられた。警察や保健福祉センター、その他諸関係機関で地域の連絡協議会のようなものを作っていかなければならないと思う。

加害者に対する更生プログラムが報告書の中で触れられ、更に期待するという文言になっているということも有難いことだと思う。

委員：ストーカー問題を何とかするというのは、病気を治すための薬みたいなもので、症状もタイプも様々であるため、特効薬はないと思う。だから、今回の報告書の内容には大きく3本の柱があるが、それぞれが大切でそれぞれの組み合わせ、調合の仕方で動いていくもの。今回それぞれの柱が前に出て、熱心な議論もあったので、あとはこれを踏まえて法律化したり、さまざまな施策に生かすことが必要である。

警察だけでは解決が難しいので他の組織との連携も大事ではあるが、やはり当面は警察が軸になるという自負心と責任感を持ってやっていってほしい。

#### (4) 警察庁生活安全局長挨拶

今回の検討会では、約9か月の長きにわたり、ヒアリングの中での御提案も踏まえ大変有意義な議論をしていただき、誠に感謝している。

本日、報告書を取りまとめていただいたが、そこにもあるとおり、ストーカー被害の未然防止、拡大防止のためには、私ども警察だけではなく、関係省庁、民間支援団体の皆様はもちろんのこと、社会全体で推進していくことが重要であるということを改めて痛感しているところである。

今後は、この報告書で提言された各施策の速やかな実施に向け、関係各方面と連携を図りつつ取り組んでまいりたいと考えている。